

●香川県教育委員会告示第12号

平成17年香川県教育委員会告示第2号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、平成19年12月28日から施行する。  
平成19年12月28日

香 川 県 教 育 委 員 会

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報		口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所	口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報		口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所
試験等の名称	開示する内容			試験等の名称	開示する内容		
香川県育休任期付職員登録試験	総合順位	最終合格発表の日から1月間	教育委員会事務局総務課	香川県公立学校 臨時的任用職員 登録試験	第1次試験の総合得点、総合順位	不合格者にあつては合格発表の日から1月間、 合格者にあつては第2次試験合格発表の日から1月間	教育委員会事務局総務課
香川県公立学校 臨時的任用職員 登録試験	総合順位	最終合格発表の日から1月間	教育委員会事務局総務課		第2次試験の順位		
香川県教育委員会 臨時職員登録 試験	総合順位	最終合格発表の日から1月間	教育委員会事務局総務課		略		